

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和8年3月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	6
職員等	0
計	9

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	8
郵便・FAX	1
面談・電話	0
計	9

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある所属の上司の言動が厳しかったり甘かったり、部下ごとに態度を変える。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
② 2年前、精神保健福祉法に基づく措置入院の行政処分を受けたが、違法である。	関係課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。
③ あるグループホームの従業員の処遇改善をしてほしい。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
④ ある市の教育委員会の体質を改善しなければならない。	所管外のため不受理とした。
⑤ 1年前、ある振興局において、上司が部下に大きな声で指導しているのを見た。	所属に調査を指示したところ、通報の事実は確認できたが、既に所属長から注意をしている旨の報告を受けた。
⑥ ある所属において、会計年度任用職員が、別の会計年度任用職員に高圧的な態度で接しているのを見た。会計年度任用職員にも、パワハラについての知識を周知すべき。	当該所属に情報提供したところ、研修及び周知を実施した旨の報告を得た。
⑦ ある指定管理者において起きた収賄事件について、県は管理責任を追求し、組織的な改善を求めるべき。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑧ ある県工事において、未完成であるのに検査・引き渡しが行われようとしている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
⑨ ある出先機関の職員が、通勤手当の不正受給をしているかもしれない。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4	①⑤⑥⑨
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	5	②③④⑦⑧

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	5	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	4	①②⑧⑨
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1	⑤
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	⑥
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	3	③④⑦

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
 総務部 総務管理局 審査課
 担当：石井、額田